二　都市再開発法第五十一条第一項の設計の概要
三　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第十七条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
四　都市再開発法施行規則第十七条第三項の書類に相当する書類
（市街地再開発事業に係る証明書の交付）
第六条　都市再開発法第五十一条第一項の認可の権限を有する者は、法第十八条第二項の規定により都市再開発法第五十一条第一項の認可があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第百一号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第九条第二項において読み替えて適用する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第二条の規定に基づき、国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則

津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）第六条の規定の適用については、同条中「法第七条各号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条各号」と、同条第一号中「法第七条第一号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条第一号」と、「住宅団地」とあるのは「住宅団地（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。第三号において同じ。）」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該取得及び造成後に譲渡する場合にあつては、当該合算額から適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額）」と、同条第三号中「法第七条第三号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条第三号」とする。

附　則

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百九十一号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第八条第一項第三号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める交付金を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第八条第一項第三号の内閣総理大臣が定める交付金は、次に掲げるものとする。

一　農山漁村地域整備交付金
二　水産業強化対策整備交付金
三　社会資本整備総合交付金
四　防災・安全社会資本整備交付金
五　防災対策推進農山漁村地域整備交付金

附　則

この告示は、平成二十五年十二月二十七日から施行する。

○内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省　告示第一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行に伴い、及び同法による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の二（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を次のように定めたので、告示する。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成二十年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省　告示第一号）は、廃止する。

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国家公安委員会委員長　古屋　圭司
法務大臣　谷垣　禎一
厚生労働大臣　田村　憲久

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

１　基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

２　我が国の現状

(1)　法制定及び改正の経緯

平成13年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。

平成16年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。

平成19年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年１月に施行された。